

取扱区分：「公開」

平成30年第12回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年11月9日(金) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

# 平成30年第12回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年11月9日（金） 午前10時00分 ～ 10時25分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室 H

### 3 会議に付した議案

議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第36号	農業振興地域整備計画の変更について	1件
報告第38号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	10件
報告第39号	非農地証明について	4件

### 4 出席委員

第1番	原 田 雅 之 君	第2番	歳 光 時 正 君
第3番	竹 安 昌 巳 君	第4番	林 俊 一 君
第5番	松 田 孝 行 君	第6番	藤 原 典 子 君
第7番	岩 田 実 君	第8番	弘 中 壽 君
第9番	山 崎 光 夫 君	第10番	徳 本 勉 君
第11番	秋 貞 啓 子 君	第13番	高 橋 恵 君
第14番	田 中 栄 作 君	第15番	藤 井 孝 君
第16番	笠 井 保 雄 君（職務代理者）		
第17番	西 田 孝 美 君（会長）		

### 5 欠席委員

第12番 佐 伯 伴 章 君

6 関係人

農林課副主任 藤 井 敬

7 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に、携帯電話につきましては、確認をお願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番佐伯 伴章委員の1名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、平成30年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第8番、弘中 壽委員さん、第15番、藤井 孝さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第34号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

事務局長

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田1筆の1,130平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、農業後継者がおらず、現在も譲受人に耕作していただいていることから、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅前で近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされる予定であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

なお、10月11日に事務局も現地を確認しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番山崎でございます。

山崎 光夫委員

第1番については、去る10月28日に譲渡人と譲受人で現地に参りまして調査をいたしましたので、その結果を報告します。

申請地は、只今事務局の方で説明があった通りでございますが、譲受人が譲渡人から、この秋まで農地を借りて水稻の作付けをされていましたが、この度、譲渡人から後継者がいないため、譲り渡しの話があったようでございます。

譲受人は、申請地が自己所有農地に隣接しており、作業効率が良いことから、この度双方の話がまとまり、譲受人は申請地の譲受をされるものでございます。

譲受人は、農業に大変熱心な方で、以前から経営規模の拡大をされてお

農繁期には、同居されている会社員勤めの息子さんも農業が好きとの事で、よく手伝っておられるようでございます。

何ら問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議、ご決定の程お願い申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田1筆の192平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は高齢で農地の維持が難しく、後継者もなく、譲受人は、譲渡人の申し出に応じたとの事です。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も10メートルから20メートルと近く、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約43アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされる予定であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

なお、事務局も現地を確認しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番弘中でございます。

弘中 壽委員

去る、11月4日に申請人立会の上、現地を調査しました。

実はこの案件につきましては、先の10月の定例会で許可をされました農地の続地でありまして、その時の申請時に1筆未申請であったという事でありまして、この度この案件が上がったものであります。

そう言った理由でございますので、引き続きご審議をお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。

今月の農地法第4条による許可申請は、1議案2件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

申請人は、市内に在住の会社員です。

自宅及び借家の駐車場が不足しているため、新たに設置するものです。

先ず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から南東に約1.3キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●●●419番2、地目は「田」、地積は1,256平方メートルの内の88平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

駐車場台数が5台でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地に該当いたしますが、申請に係る土地の周辺地において、居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業



計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水については、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が、農業振興地域内の農用地であり、7月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」ご協議いただいております、平成30年11月5日付けで、除外の変更通知を受けております。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の笠井です。

笠井 保雄委員

第1番について、去る11月1日に現地確認、調査した事を報告します。

申請地の位置、内容については事務局の説明通りで間違いありません。

この議案については、以前農用地除外で説明した通りで、今回4条申請の議案となりました。

現況は、法人が飼料米を収穫した後の状態でした。

なお、この農地については、法人との間に利用権が設定してありましたが、今回、双方合意の上、一旦解約し工事完了後に再度契約するとの事でした。

駐車場不足のための駐車場設置の必要性と目的もはっきりしていて、申請書類も揃っていて不備がなく、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、許可申請の2番についてご説明いたします。

申請人は、周南市に居住の会社役員です。

太陽光発電事業を行うために申請地へ、パネル設置面積155.08平方メートル、発電出力22.0キロワットの太陽光パネル92枚を設置するものです。

申請地は、国道2号線沿いにあり、機械搬入に危険が伴うことや変則的な地形で作業効率が悪く、後継者もないが、公道に面していることから管理も容易であり、土地の有効利用を図るため、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●支所から南西に約1.3キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●●●3297番1、地目は「田」、地積は473平方メートル、3298番、地目は「田」、地積は39平方メートル、全体面積は、512平方メートルでございます。

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業

計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番弘中です。

弘中 壽委員

11月4日、申請人と立会し現地調査いたしました。

当申請は、実施計画の通り、この土地の有効活用と言う観点から、申請人の農地耕作も高齢化と家族の就農意志もないこと等から、当申請となったものであります。

よろしく、ご審議お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

議案書の3ページをお願いします。

議案第36号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

平成30年11月9日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

議長（西田会長）

今回は、除外が1件でございます。

それでは、この諮問につきましては、農林課の藤井副主任が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

農林課副主任

農林課の藤井です。

よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、9月末までに、1件の除外の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外の案件について、ご説明させていただきます。

申請地は、●●●地区、目的は太陽光発電施設です。

本件は、申出者が高齢となり、今後の保全管理の継続も難しいことから、該当地に太陽光発電施設を設置し、管理したいとのことで、今回の申出となりました。

（スクリーンで位置図を表示）

こちらが、該当地の位置図です。

該当地は、●●●支所から南東に約1.1キロメートルのところに位置しております。

（スクリーンで周辺図を表示）

こちらが、該当地の周辺図です。

該当地の959番は、登記地目は田、登記面積が1,477平方メートルであります。

（スクリーンで分間図を表示）

こちらが、該当地の分間図です。

該当地の西側は山林に面しており、北側は農振白地、南側・東側は道路に面しております。

（スクリーンで現地写真を表示）

こちらが、該当地の現地写真です。

東から西の方向へ撮った写真です。

そして、こちらが2枚目の写真で、南から北の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第13番

13番高橋です。

高橋 恵委員

議案第36号農業振興地域整備計画の変更につきまして、11月5日に申請人と現地にて調査を行いましたので、報告いたします。

申請地は、今年までは申請人の親戚の方が水稻を作付けされておりましたが申請人共々、高齢のため、来年からの耕作が厳しいとのことで、今後どのようにしたら良いのかと考えていたところ、太陽光発電事業の話が持ち上がったとのことです。

申請人所有の他の土地も検討されましたが、発電事業を行うために必要な日照を得られる適地が申請地しかないとの事で、今回の申請となりました。

また、農用地除外後の農地区分につきましては、事務局に確認しましたところ、第2種農地とのことでお聞きしております。

周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

異議がありませんので、1番は承認する旨、市長に答申をいたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第38号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ及び5ページをお願いいたします。

報告第38号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は10件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。

報告第39号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は4件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第39号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会（午前10時25分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年11月9日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 弘 中 壽

委 員 藤 井 孝